

連絡・掲示

「警報」が発表された時の授業(6/20)について

2018.6.19.

6/18の地震発生および6/20の大雨予報に関する連絡です。

「大阪市」又は「大阪府全域」に(ア)「大雨警報」(イ)「大雨特別警報」(ウ)「暴風警報」(エ)「暴風特別警報」(以下警報)または「JR おおさか東線」と「大阪メトロ千日前線」どちらも「運休」の発表がされたときは、以下のようになります。

- ① 6:00の時点で、(ア)から(エ)の「警報・運休」解除または「警報・運休」が出ていない。(以下同様)⇒ 平常通りの実施
- ② 6:00には「警報・運休」が出ていたが、7:00には解除されていた場合
⇒ 9:30までに登校(9:30 SHRで9:40から2～6限)
- ③ 7:00には「警報・運休」が出ていたが、8:00には解除されていた場合
⇒ 10:30までに登校(10:30 SHRで10:40から3～6限)
- ④ 8:00の時点で「警報・運休」が出ていたが、10:30には解除されているとき
⇒ 13:15までに登校(13:15 SHRで13:20から5・6限)
- ⑤ 10:30の時点で「警報・運休」が出ている場合
⇒ 臨時休校とする

※臨時休校の場合は、クラブ活動、行事等放課後に予定されているものも全て中止とする

(注意)

1. 他の警報(洪水・波浪・高潮)は、対象としない。
2. 「警報」の発表・解除の時刻は大阪管区気象台の発表文による。
(テレビ画面などに情報が現れた時刻ではありません。)
3. 気象情報は、テレビのデータ放送、インターネット、携帯電話などを利用して入手すること。
(学校への問い合わせはしないこと)
4. 「警報」は市町村ごと発表されます。「大阪市」には発表されていなくて、
住んでいる地域に(ア)から(エ)の「警報」が発表された生徒は、以下のとおりにすること。
(生徒手帳より)
 - ① 6:00の時点で「警報」が解除されたときは、始業時刻通りに登校する。
 - ② 6:00以降7:00になる前に「警報」が解除されたときは、9:30までに登校する。
 - ③ 7:00以降8:00になる前に「警報」が解除されたときは、10:30までに登校する。
 - ④ 10:30の時点で住んでいる地域に「警報」が出ている場合は、学校に問い合わせしてください。

※ ②③④の措置で生じた欠課欠席は、確認の上、出席として扱います。
5. 増水した河川などに近づかないこと。